

平成25年第6回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成25年12月6日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成25年12月10日 午前9時 平成25年12月10日 午前11時11分			議 長 武 富 久	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	田 中 宏 之	○	6	吉 岡 隆 幸	○
	2	大 隈 敏 弘	○	7	土 淵 茂 勝	○
	3	井 上 敏 文	○	8	古 賀 戊	○
	4	坂 井 正 隆	○	9	西 原 好 文	○
	5	池 田 和 幸	○	10	武 富 久	○
会議録署名議員	5 番	池 田 和 幸	6 番	吉 岡 隆 幸	7 番	土 淵 茂 勝
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	田 中 源 一	○	町 民 課 長	平 川 智 敏	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	谷 口 学	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	川 久 保 義 文	○
	総務企画課長	相 原 守	○	教 育 課 長	小 林 孝	○
	建 設 課 長	柴 田 敏 彦	○	会 計 室 長	田 中 盛 方	○
	福 祉 課 長	北 島 博	○	こ ども 応 援 課 長	鶴 崎 智 子	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	武 富 利 夫				
	書 記	古 賀 ケイ子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成25年12月10日

- 日程第1 議案第55号 江北町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第56号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第57号 江北町公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第58号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第59号 江北町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第60号 江北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第61号 江北町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第62号 江北町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び江北町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例について
- 日程第9 議案第63号 平成25年度江北町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第64号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第65号 平成25年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第66号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第67号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 請願第5号 2014年4月に県立高校に入学する生徒が使用する学習用パソコンについて備品扱いとするよう求める意見書を採択するよう求める請願
- 日程第15 請願第6号 特定秘密の保護に関する法律に反対する意見書を採択するよう求める請願

午前9時 開議

○武富 久議長

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成25年第

6回江北町議会定例会会期5日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は総括審議、委員会付託となっておりますが、ただいま請願第5号、請願第6号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、請願第5号、請願第6号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

請願第5号、請願第6号を上程します。

職員をして請願を朗読させます。武富局長。

○議会事務局長（武富利夫）

(朗読省略)

○武富 久議長

朗読が終わりましたので、請願第5号、請願第6号の趣旨説明を求めます。土渕茂勝君、御登壇願います。

○土渕茂勝議員

おはようございます。まず最初に、2014年4月に県立高校に入学する生徒が使用する学習用パソコンについて備品扱いとするよう求める意見書を採択するよう求める請願についての趣旨説明を行います。

請願人は江北町上小田観音下の山中三義さん。紹介議員は私、土渕茂勝です。

佐賀県教育委員会は、来年度から県立高校に入学する生徒に、学習用パソコン（タブレット型端末）を学校の備品ではなく、5万円の価格で購入させることを発表しております。

このことに対して、嬉野市議会、武雄市議会、多久市議会では、保護者の負担が重いとする意見書を既に可決しております。

また、佐賀県PTA連合会からも要望書が出され、佐賀県内外の保護者や住民からも疑問や批判の声が相次いでいるところです。

今回の機材導入に当たり、佐賀県の政策として全国に先駆けて導入することが優先されて、費用負担や教育的効果について専門家も疑問視する中において、保護者や生徒、学校が「実験場」とさせられることを危惧するものであります。

高校入学時には、制服や学用品などの購入のため保護者は多額の負担をしており、これ以上の保護者負担は望ましくありません。学習用パソコンの購入が困難な家庭に対して、奨学金による貸与をする方針となっておりますが、奨学金の返済が困難な卒業生が増加している現状を直視していないのではないかと云々を言えません。

情報機器の利活用による教育の推進をするのであれば、佐賀県が県立高校の備品として活用することが本来のあり方ではないでしょうか。

江北町議会として、県立高校に入学する生徒が使用する学習用パソコン（タブレット型端末）について、5万円の保護者負担を強いるのではなく、備品扱いとするよう意見書を採択し、佐賀県に提出するよう御協力をお願いいたします。

それでは、引き続き、特定秘密の保護に関する法律に反対する意見書を採択するよう求める請願についての趣旨説明を行います。

請願人は、江北町山口新宿の岸川孝さん。紹介議員は私、土渕茂勝です。

秘密保護法は、国民主権、基本的人権、平和主義を初めとした憲法原理にかかわる重大な法律であるにもかかわらず、わずか2週間余りの審議で、11月26日の衆議院本会議で採決が強行されました。その前日の25日に行われた福島の地方公聴会では、浪江町長初め7人全員が反対・慎重審議を求め、秘密保護法への賛成者は誰一人なく、「秘密ではなく情報公開を」と求めています。こうした意見を無視した与党の責任は極めて重大です。

さらに、参議院に送られたこの法律は、12月5日、特別委員会で質疑途中で打ち切れ、与党・自民党、公明党によって一方的に採決が強行されました。翌日の6日には、会期を2日延ばした上、当日の夜11時23分、反対・慎重審議を求める圧倒的多数の世論を無視して参議院本会議で採決が強行されました。

特定秘密保護法に、日本弁護士会、日本新聞協会、日本雑誌協会、日本ペンクラブ、テレビのキャスター、出版人、演劇人、ノーベル賞受賞者の益川さん、白川さんを初めとした学者、研究者など多数が危惧し、反対を表明しています。どの世論調査でも反対の声が広がり、半数を超え、成立させるべきでないという声は8割にも上っております。

秘密保護法の危険な本質は、基本的人権、国民主権、平和主義という日本憲法の基本原理を覆すものとなっていることです。

第1に、重大な問題は、「特定秘密」の指定が政府に委ねられ、政府の恣意的判断で勝手に決められること。国民には何が秘密かも知らされず、自分が触れた情報が秘密かどうか

わからないまま処罰されることとなります。

第2に、本法が懲役10年以下の重罰と威嚇の対象とするのは、限られた公務員の行為だけではなく、広く国民の日常とその自由だということです。国会議員も処罰の対象とされており、国権の最高機関としての権限をも脅かしています。

第3に、政府が秘密を取り扱う者に行う「適正評価」の名のもとに「家族、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、子、同居人の氏名・生年月日・国籍・住所」に始まって、犯罪・懲戒の経歴、薬物の影響、精神疾患、果ては飲酒の節度や借金など、信用状態まで広く国民のプライバシーを根こそぎ調べ上げる国民監視の仕組みがつくられることです。その対象も公務員に限らず、国から事業を受注した特定秘密の提供を受けた民間企業や、その下請企業で働く労働者、派遣労働者も含まれます。

およそ国の行政機関が保有する情報は、主権者国民のものであります。秘密解除60年は論外、秘密そのものが許されません。秘密保護法は、施行される前に廃止されるべき性質のものであります。

江北町議会として、町民の目・耳・口を塞ぎ、知る権利、表現・身体的自由を奪う特定秘密保護法に反対する意見書を採択するよう議員の皆さんに訴えたいと思います。よろしくお願いいたします。

○武富 久議長

以上で趣旨説明が終わりましたので、議事日程により、逐次議案の審議に入ります。

日程第1 議案第55号

○武富 久議長

日程第1. 議案第55号 江北町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
質疑を求めます。ありませんか。7番土渕君。

○土渕茂勝議員

江北町税条例の一部を改正する条例について質問をいたします。

これは提案されていますように、町民税の均等割を500円上げるということでございます。この案は、以前に必要なということで実施されたものです。緊急性、必要性のない値上げではないかと思えますけれども、これについて、どういうふうに見直しされて、今回提案されているのか。例会での説明の中では、県内でこれをやっていないところは太良町と白石町と江北町だけだということで、それだけの理由で、江北町で値上げするというのは論外ではないかと思えます。また、国保税の値上げという、こういう状況の中で値上げする必要はない

のではないかというふうに思いますけれども、町長はこれを出された根拠について説明をお願いしたいと思います。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

それでは、土淵議員の御質問にお答えをいたします。

太良と白石と江北ということでございますけれども、今回、白石も太良も値上げをするようにいたしております。そういう中で、私もどうしようかと思っておりましたけれども、佐賀県でうちだけという形になります。そういう中で、そんなに上げなくていい裕福な町なのかという県からや国からの指摘があり、やはり交付税や特別交付税等に影響してくれば、それもまた一番困りますので、全県下上げということで、今回、江北町も上げるように決めたところでございます。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

この予算の裏づけですね、こういう仕事をするので、これだけの予算が必要だということは全く明記されていないと思います。そういう意味で、必要ない、いわゆる不要であります。それから、急ぐような中身ではないと。そしてもう1つは、先ほども言いました来年度のいわゆる消費税を初め、国保税の値上げ、そういう値上げが集中する中で、あえてこれを提案されるというのは、とても考えられないし、賛成できるような中身では私はないと思います。これは撤回を要求したいと思いますけれども、いかがですか。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

先ほども言いましたとおり、これは全県下で負担をお願いし、そしてまた、国で決まった法律の中において、地方税の臨時特例に関する法律が23年の12月に交付されたことに伴い、全国でずっと上げて、ほとんどの町が上げてきているということでございます。そういう中で、いろいろ町民の皆さんには消費税や国保税の値上げということもありますけれども、その辺はこの予算を有効に利用いたしまして、江北町の減災・防災のために使ってまいりたい

と思っているところでございます。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

ちょっと説明にはなっていない、答弁にはなっていないと思います。いわゆるこういう状況の中、こういうというのは、来年度のいろんな形で住民負担がふえる中で、上げる必要性は全くないんじゃないかと。今の説明では、よそも上げるからという、これは皆さん、町民が聞いたら、とてもこれ納得できるものじゃないと思います。

先ほども言いましたように、もう、こういうことをやりますという予算の裏づけは全くありません。これから、いわゆる防災のために使うというような中身ですよ。いわゆる不要不急の予算となっています、提案となっております。だから、先ほどの町長の答弁は答弁にはなっていないと。町民に負担増するということについて、どう考えたのかですね。ただ、ほかの町村に並び、しなければならぬ理由というのは、全く私はないと思います。何かそれをしなければ懲罰があるのかですね、何かそういうのがあるからするのですかね。そうでなかったら、これやめるべきだと思います。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

今、議員言われておりますけれども、懲罰という懲罰は恐らくないと思います。しかし、これを上げないことによって、交付税が減らされるということはあると思います。そういう中で、どちらが町益になるかと。やはり交付税が減らされるということは、町民にとって一番利益を損なうことでありますので、今回はこれを値上げをして、交付税が下がらないよというところで決定をしたところでございますので、その辺はどちらが町民の利益になるかということを考えてわけでございます。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

それもちょっと納得できないですね。交付税が減らされるという根拠は何ですか。今までそういうことがあったということが言えるんですかね。私はそういうことは国もこれをやら

なかったら交付税を減らしますなんて、一言も言っていないと思います。これは町でそれぞれの、これは国に出すお金じゃありませんよね。町でやる予算です。国に町民から集めたお金を上に上げるんじゃないくて、これは町で使ってくださいという中身です。だから、国は何もこのことによって被害はありません。いわゆる自分たち、国に入るものが入らないということはありません。だから、交付税は減らされるというのは、何の根拠もないし、じゃあ町長が言われる減らされるというのは、幾ら減らされるんですか、それを聞きたいと思います。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

土淵議員の質問でございますけれども、1つずつちょっと説明したいと思います。

まず、議会の勉強会の折でもちょっとお話ししたんですけども、今回の使い道については、上小田防災広場等の今基金で持っている分の買い戻し及びそこにある建物関係で、防災の充実のために使いたいということでございます。もういつまでも基金関係で持っていた分につきましては、何がしかのこういったふうな財源が確保できるときに買い取ろうというふうな計画でずっとおりました。今回、これにつきましては、建物、土地等含めた一般会計での買い取りをして、前回も——前回というか、先週、火事があったんですけども、上小田地区については、家屋が連檐をしております。そういったところで実際、今回の火事の時でも風がなかったからよさそうなものの、風があった場合とかには大火になる危険性もはらんでおります。そういったときに、避難場所としてきちっとそこにいつときでも避難できるような状況もつくっておく必要があると思っております。

それと、これにつきましては、国のあくまで法律に基づいて、国からの指導等に基づいて、法律というよりも指導ですね、こういったふうな防災・減災のための施策を対応しなさいというふうな国からの指導等もあっております。ということで、そういったものに国からの方針等に従うのも——従うというよりも、そういったふうに沿った施策をするのも市町、地方公共団体の当然の流れであろうかと思っております。今度、先ほどの交付税がどのくらい減らされるのかということですが、交付税の減、例えば、これを対応しても、交付税は町に入る税金が当然ふえるということで、交付税の減にはなりませんけれども、それ以上にその減というのが550万円（132ページで訂正）ほど試算しております。それ以外にも交付税が減るということですが、特別交付税というのは、国の施策等に対して協力とか特殊な

需要があったということに対して交付されるものということから、玄海町みたいに交付税に頼っていない独自の財源を持っているところについては、そういったふうなこともできるでしょうけれども、うちみたいに交付税が年間の収入の4割を超えているというふうな団体につきましては、交付税というのは、とても大きな財源でございます。そういったところもあるものですから、今回はこれをお願いしたいというふうに考えているところです。

それと、これも例えば、今回うちのほうがこれをしなかった場合、今のところ課税をしないということにつきましては、北海道の夕張市と岩手県のある市町というところで、2団体が今のところはしていないということですが、今回の12月議会ないし来年の3月議会等でそういう自治体もどういふふうな流れになっていくのかわからないということでございます。御理解をお願いしたいと思います。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

ちょっと今のですね、まず、どういうのに使うかというのは、これは後づけですよ、後で理由づけされたことです。だから、それはちょっと理由にならないと。

もう1つは、交付税が550万円減らされると。それも試算があると思うんですけども、しかし、一方で町民には、これは10年間の限定的なものですけれども、10年間で2,250万円、住民に負担をかけるわけですよ。だから、上にはペナルティーをかけられるから、町民にこれだけの金額をかけることになるわけですよ。地方交付税が550万円減って、何か事業に差しさわるかどうかですね。私は全くないと思います。だから、そういう意味でも、地方交付税がそれぐらい減らされても住民には負担はかけないと。これが今のよう、先ほど言いました消費税の値上げとか国保税の値上げとか、そういうものがないという状況の中なら、ある程度妥協もできるけど、そうでない今の、本当に来年からの施行になりますからですね。そういうときに集中して町民への負担をふやすという、この感覚はとても理解できない。私は不要不急だということで、やめるべきだというふうに思います。

もう1つちょっと今言うのを忘れましたので、今の課長の答弁に対してはそういう形で、私は全く根拠がないということで反対をしたいと思います。

○武富 久議長

答弁要りますか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第55号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第2 議案第56号

○武富 久議長

日程第2. 議案第56号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。7番土淵君。

○土淵茂勝議員

きのう結構話をしましたけど、ちょっと言い足りないところがありましたので、述べたいと思います。

言い足りないというのは、私はきのう、国保税を値上げしなくても、こういう方法があるんじゃないかということで、一般財源からの繰り入れのお話をいたしました。これについては、町長は別にそれがされないというふうな答弁はされておられません。私は財政調整基金ですね、後で訂正されました、7億9,000万円。この、ほんの一部ですよ。9,000万円あれば、今回、値上げされる金額というのは十分、4年ぐらいいはもつんじゃないかというふうに思います。4年といえば、国保の一元化は2017年からだというふうに、もう決まっているだろうと思うんですけども、政権が変わらない限り、そういうふうになると思いますけれども、その間は、一般財源からの繰り入れをすることによって町民の負担を抑えることができると。そのときに町長はこういうふうに言われました。国保に加入している方は、町内で世帯で30%以下でしたかね。それから、人口別でもそれぐらいの数だと言われました。ただ私は、この国保税の中身を見てほしいと思うんですけども、この中身というのは、一つは、後期高齢者に対する支援も入っております。介護に対する支援も入っております。もう1つ、一番大事なのは、日本というのは、いわゆる健康保険に全員が入ると、こういうふうになっております。いわゆる保険証を持たない人は基本的にはゼロです。しかし、そういう健康保険

証を持たない人が今ふえてきております。この皆保険という立場からすると、国民健康保険は最後のよりどころじゃないでしょうかね。町民全てがいずれは入っていく、そういう保険制度です。だから、一般財源から繰り入れるのは当然のことで、それはできないと、できないとは町長言っておりません。そういう町民の批判があるだろうという話でしたのでですね。私はそういう国保税の持っている性格からして、一般財源から繰り入れるということが、今決断が求められるんじゃないかと、また、する必要があるんじゃないかということで、各県内の市町村でも、例えば、玄海町でもそれをやっているじゃないですか。玄海町は最も国保税が少ないところです。財源ももちろん江北町よりもあります。しかし、江北町にも財源があります。ぜひそういう決断が必要な時期ではないでしょうか。改めてそのことについて、町長の認識を聞きたいと思います。

それと、もう1つ、これはここでしかちょっと聞けないから、国保加入者の職業ですね。農業者、それから年金生活者ですね、その数字がわかれば担当課長のほうで報告をしてほしいと思います。正確なものじゃないと思いますがけれども、この問題を私が問うたのは、国保に入っている職業の方々というのは、ほとんど年金者か農家か商工業です。この人たちの実態を福祉課が把握するようになっていないというのが問題だと思います。把握するように、ぜひ体制をつくってほしいと。合わせて2つですね、答弁をお願いします。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

今回の値上げにつきましては、いろいろ言いましたけれども、8年ぶりの値上げということで、国保運営協議会の中で諮問をしたわけでございます。そういう中で、本来ならば20%ぐらい上げないと赤字になるだろうと、赤字になる可能性があるというようなことでありましたけれども、その辺はやはり急激に上げるということは難しいと。そういう中で今回10%、2,400万円程度の値上げをすることによって、今後いろいろな赤字等がまた出てきて、赤字の累積がずっとあってきたときには、やはりそういうことも考えなくてはいけないかもわかりませんが、やはりこの辺も町民の皆さん方にいろいろな形で御負担をお願いしたいと思っております。今回、値上げをすると、佐賀県の中で何番目になるかわかりませんが、今までは佐賀県の中で低いほうだったわけですね。低くて町民の皆さんに15番目という形で御理解をしながらやってきたわけですので、今回、8年ぶりに値上げをさせていただ

くということで、国保運営協議会の中でも全会一致の、皆さんで了解をし、その答申を得たところでございますので、今回、議会に提案をいたしておりますので、皆さん方の御理解をお願いいたしたいと思っております。

○武富 久議長

次に、北島福祉課長。

○福祉課長（北島 博）

国保加入者の職業別ということですが、農業者の方の中にも農業法人等に勤務されている農業者の方については、社会保険のほうに加入されております。それと、あと一般的な兼業農家については、会社勤めをされている方については国保加入じゃないという方もおられます。年金受給者についても、基礎年金だけの受給の場合は、年金額が低いものですから、例えば、家族の中に社会保険加入者の方がおられれば、当然その方の扶養家族ということで、社会保険に入っておられます。職業別というよりも、国民健康保険の場合は、所得区分別に加入者数とかなんとかデータがありますので、年金受給者の中でも高額年金をもらっておられる方もおられれば、年金受給されていない方の中にも低所得者の方がおられます。職業別に限らず、所得階層区分において把握はできるような状態になっております。

それとあと、低所得者の方、世帯全体の所得が低いところについては、当然、7割軽減とか5割軽減、2割軽減の制度が取り入れてありますので、できるだけ所得が低い方については、保険税の負担を軽くするような制度に今なっております。

それと、まだ正式には決定されておられませんけれども、来年度の税制改革の中では、一応、現在検討されているのが、低所得者の負担軽減の拡大ということで、現在、33万円以下の方については一緒ですが、それ以上の方について、5割軽減とか2割軽減の適用拡大を図るような制度改正が行われるのではないかと考えております。

以上です。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

まず、課長の言われたことは、それは今の事態、状態がそういうことだと思います。私が言っているのは、農業者とか商工業者、年金者、そういうのも町として把握すべきじゃないかと。その人たちの生活状況をちゃんと把握して、国保税を上げていくわけですから、国保

税の上がり下がりというのは大きく影響するわけでしょう。だから、それを把握するようにしてほしいと。

現在、例えば、農家戸数が幾らありますか。農家戸数と、それから年金者ですね、国保しかわからなかったところだけでも結構です。商工業者については、商工会議所に聞きました。およそ400人ぐらいということでした。だから、ある程度その職業がわかれば、今私が言った人たちというのは、ほとんどが国民年金だと思います。その把握する必要がないのかどうかということ。私は把握をしてほしいということを一いつ言っているわけです。今課長が言われたことは別に否定をしておりません。ただ、そういう把握も必要じゃないか。

町長にもう1つですね、一般財源からの繰り入れの話ですけれども、これは国保審議会でも論議はされているのかどうかですね。あるいは町としてはそういう考えはないから、最初から論議の対象になっていないんじゃないかというふうに私は思うんですけれども、審議会でもそのことは論議されたのかどうかですね。そのことをちょっとお聞きしたいと思います。

○武富 久議長

それでは、まず田中町長。

○町長（田中源一）

審議会の中でも、特別会計という形で国保の財政があるわけですけれども、水道料にしても国保税にしても、やはり独立採算というのが原則であります。そういう中で、どうしても赤字が膨らんできたというようなときには、そういう方法もとらざるを得ないときがあるかもわかりません。そういう形で、今回も国保運営協議会の中でも一般財源を繰り入れなくちゃいけないという意見は一つも出なくて、やはりこれを10%にするか、10%から20%の間どのくらいにするのかということでの意見がほとんどでありまして、これをやはり一般財源を繰り入れてでもやるべきだという意見はありませんでした。

○武富 久議長

川久保産業課長、農家戸数を。

○産業課長（川久保義文）

農家戸数でございます。2013年の農業委員会の選挙人名簿から出した世帯数でございます。592世帯。それと農業者年金の受給者ですね、223名の方が受給されております。また、選挙人名簿の592世帯の中で主業農家、農業所得が主な方につきましては108人の方でございます。

以上でございます。

○武富 久議長

北島福祉課長。

○福祉課長（北島 博）

基礎年金の受給者数については、こちらのほうじゃなくて、町民課のほうが管轄しておりますので、そちらのほうでデータはあると思いますけれども、国保のほうではそういったデータ入力システム上、設計されておられませんので、町単独でというのは、今のところはちょっと無理があると思います。

○武富 久議長

平川町民課長。

○町民課長（平川智敏）

土淵議員の御質問にお答えをしたいと思います。

議員がおっしゃる年金受給者の方の数ということですが、年金機構だけじゃなくて、各種共済組合等からも年金を受給されている方がいらっしゃいますので、正確な数字というのはわかっておりませんが、国民年金ベースでの数値でしたら把握をいたしておりますので、その数値を申し上げたいと思います。現在、国民年金を受給されている方、老齢基礎年金、それから障害基礎年金、遺族基礎年金を含めて2,505人いらっしゃいます。

以上でございます。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

各課でいろいろ突き合わせれば、そういった職業別の年金者の数というのも、世帯とか戸数で把握できるんじゃないかと思っておりますので、そういうこともひとつやってほしいと思います。

最後に、町長にちょっとお聞きしますが、一般財源からの繰り入れについて、議会が賛成すればですね、議会がそうしなさいと言え、する考えはありますか。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

議会でいろいろ検討をしていただくわけですが、議会にも出す前に一応報告をいた

しております。国保運営協議会の中で一応10%ということが決まって、それをもって議会の全員協議会の中に、一応前もってこういうふうにして出しますと、10%値上げをさせていただきますということで、お諮りをしてきたわけです。その時点で議会の皆さんが、過半数の皆さんが絶対これは上げちゃいかんと、一般財源を入れてでもやれということであれば、それはできると思います。しかし、今回も一般財源を絶対取り入れて、上げないようにしなさいということは、過半数の皆さんはなかったと私は思っております。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

議会ではあれは説明なんですよ。これがこの会議が決めるわけですから、あれはこういうふうにしたいという案ですよ、意向です。そのときに一般財源については論議になっておりません。私もそのことは言っていないと思います。そうでしょう。だから、あそこで決めたわけじゃないんですよ。今ここで正式に論議されているんです。だから、議会が一般財源から、それはやれるじゃないかということが合意できれば、当然これは実施しなければならないと思いますけれども、そのことを町長は、いや、だめだと言われるんですかね。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

8年前といいますか、私がなつてからも値上げのときに、一応議会に前もって報告をいたしましたときがありました。そういう中で、大体20%ぐらい上げるという形の中で、これは多過ぎるということで修正をされたときもありました。そしてまた、今回はそういうふうな一般財源の繰り入れというふうなことは意見は出なかったかもわかりませんが、最終的にこの議会の中でこれを否決されれば、やはりそういうふうにしなくちゃいけないのかなという形はありますけれども、そこで今回、私としては、やはりこういうものは独立採算が原則でありますので、できるだけ町民の不平不満が出ないように、4分の3の人たちは入られておりませんので、そういう人たちから不平不満が出ないように形で、できるだけやっていきたい。しかし、議会が、これはだめだという否決をされれば、そういうふうな形に持っていかなざるを得ない時が来ると思います。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第56号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第57号

○武富 久議長

日程第3. 議案第57号 江北町公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。2番大隈君。

○大隈敏弘議員

1点だけお伺いしますけれども、この条例の中の分担金、賦課後に一般住宅からアパート等に用途の変更があった場合は分担金の再計算をする必要があるためと書いてありますけれども、私この条例の第9条を見てみまして、第5条第1項の分担金の賦課後の用途変更があった場合には、分担金の再計算を行い、差額について賦課徴収できるものとするという条文がありますけれども、この用途とは、どういう用途なんでしょうか、そこら辺を。

○武富 久議長

谷口環境課長。

○環境課長(谷口 学)

大隈議員の御質問にお答えいたします。

受益者分担金の用途でございますが、一般的に基本的な額は1戸当たり18万円でございます。あとアパートは1戸当たり1万円の加算。もう1つ、マンションは1戸当たり2万円の加算額と。事業所等については360平米以上、1平米当たり100円の加算額ということになっておりますので、例を挙げれば、一般住宅からアパート等に変更された場合、加算額の1万円を、戸数に応じて再計算をすることになりますので、その分について条例の変更をお願いしております。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

私はそこら辺の賦課徴収のあり方そのものが、ちょっと私はわからんやっただすけれども、一般家庭とそのアパートとの、どういったあれでこういった差額が出ておるかですね、そこら辺をちょっとよかったらお聞かせください。

○武富 久議長

谷口環境課長。

○環境課長（谷口 学）

用途別に分けているのは、一般家庭、1世帯4人、5人ですけれども、アパートとなれば、1世帯2人から何戸、6戸なり10戸なりありますけれども、その分の負担額がふえると思いますので、その分が負担金ということになっていただいております。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

今、例えば、大隈議員の家に18万円をもらっているわけですね、負担金を。そして、大隈議員がこの家をほどいてアパートにすると。そしたら、そのアパートになるわけですね。だから、18万円はもらっておりますけれども、そのアパートの建った分、何戸そこにできるかですね。大隈議員が10戸のアパートをつくったとすれば、1万円掛け10で、10万円その分を後でまた上乘せしてもらわなくちゃいけないと。もともとそのアパートを最初からつくっているところには、そういうふうになっているわけです。18万円プラス、アパートの戸数に1万円を足して、そして、もともともらっておりますので、もともとは家を建てていたところがアパートになったりなんかしたときに、またその分追加してもらおうということでございます。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

ちょっと関連で1点だけ課長にお伺いします。

そういった一般住宅やっところがアパートにというのは、前例というか、町内に今ありますか。

それと、例えば、アパートにしたときに、集落排水ですと、升の大きさあたりは変えにゃいけんもんなのかですね、その2点についてお願いいたします。

○武富 久議長

谷口環境課長。

○環境課長（谷口 学）

西原議員の御質問にお答えします。

今のところありません。今後、協議がありましたので、この条例をしておかないと、徴収されないかなということでありました。

もう1件は、升の大きさは変わらなくていいです。そのまま、変えないでやっております。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第57号は常任委員会に付託することに決しました。

議案第58号に入る前、議案第55号に対する相原総務企画課長より土渕議員に対する修正を行うということでございますので、発言を許可いたします。

○総務企画課長（相原 守）

失礼しました。先ほど土渕議員の中で、交付税はどのくらい減るのかということで私から金額を提示しておったんですけども、収入額の75%が減るということで、今、例えば、4,400人程度の納税義務者ということになれば、その75%ということで、500円分の166万円程度の交付税の減ということを見込んでおります。

以上です。失礼しました。

日程第4 議案第58号

○武富 久議長

日程第4．議案第58号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。2番大隈君。

○大隈敏弘議員

私が聞きたいのは、来年4月からの消費税の改定に伴って、使用料金及び手数料の改正をするものとなっていますけれども、実際、私が聞きたいのは、こういった廃棄物から公共下水道、農業集落排水事業、江北浄化槽事業に伴って、そういった消費税率を上げた場合の事業収益をどれくらい見込んでおられるか、そこら辺がわかればお願いします。

○武富 久議長

事業収益ですか。事業収益というぎ……（「手数料とか使用料を改正した場合の事業利益率が出るとおもいますけれども、そこら辺のあれを」と呼ぶ者あり）

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

消費税の上がった分は、消費税が5%、8%ある分だけを上げているわけですから、事業の収益というのは税金で払わにゃいかんもんですから、手元に残る事業費は何も変わらんわけですね。要するに、税金のふえた分を町民の皆さんからお願いしますということで上げているだけです。

以上です。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

1つお聞きします。これは第61号まで同じあれですけども、私がお聞きしたいのは、この消費税値上げで、まず江北町廃棄物の、これはごみ処理、し尿くみ取りとか、そういうものだと思うんですけども、町民へのいわゆる消費税の負担額ですね、それはどれぐらいこの第58号ではありますか。

それと、もう1つお聞きしたいのは、消費税アップで地方消費税分がふえるというふうに思いますけれども、その金額がどれぐらいあるかというのはもう既にわかっておりますかね。それがわかっておったら、それも教えてほしいというふうに思います。

もう1点は、前、私、9月議会でも質問をしていると思いますけれども、町が払う消費税ですね、いろんな事業をします、建設します。そういうのでどれぐらいかかるというふうに予想されているのかですね。町の収入と、それから町の支出ですね。それから町民負担は、

これはずっと条例が全部違いますので、その都度その都度私が聞いても構いませんので、その都度聞きますけれども、まず、この廃棄物の処理、清掃に関する条例の一部改正では、住民負担は幾らになるのか、およそどれぐらいになるのか。実績でわかると思いますので、わかりましたら教えてください。

○武富 久議長

谷口環境課長。

○環境課長（谷口 学）

土淵議員の質問にお答えいたします。

江北町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正ですけれども、この分につきましては、し尿処理の分の変更をさせていただいておりますので、し尿処理業者のほうで量が、し尿処理業者のほうに払う分で、町には入ってきません。（「いいえ、町民負担」と呼ぶ者あり）町民負担ですね。町民負担は3%分ですので……（発言する者あり）その計算はやっておりません。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

計算していなかったら後でですね、これはほかの部署にもお願いしますが、後でどれぐらいの負担が出てくるのかですね、負担増となるのか、それをお願いしたいと思います。

あと町の収入と支出、それから消費税の負担分ですね、いろんな事業。そういうのを計算されていれば教えてください。

○武富 久議長

相原総務企画課長。町の収入で。

○総務企画課長（相原 守）

まだ国のほうから正式な通達、通知等が一切あっておりません。ということで、またこれはわかり次第、議員さんたちのほうには例会の折かで御説明したいと思います。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

ふえることは間違いないですね。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

ふえることを想定しております。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

先ほどの消費税の件ですけれども、ちょっとこの9ページの提案理由の中で、ちょっと私、消費税率が改正されることにより、使用料の算定方法を改正する必要があるという条文がありますけれども、算定方法を変えらなければ、その利益が上がるんじゃないですか。消費税分の算定をするんですか。そこら辺はどがん、今度、算定方法をどがん計算するですかね。

○武富 久議長

中山副町長。

○副町長（山中秀夫）

売り上げが上がるんですけどね、消費税は払わにゃいかんわけですよ。ですから、町に入ってくる、残るものは同じですよということを言いたいわけですよ。要するに、歳入も歳出もふえますけれども、残るものは同じですよということです。

要するに、米でも同じこと、消費税が高くなれば、入りは多いかもわかりませんが、売るときにはそれだけ払わにゃいかんということですので、もうけは同じですよ。その辺の調整を消費税の関係で、この4件の議案を出しているということでございます。

○武富 久議長

わかりましたか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第58号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第59号

○武富 久議長

日程第5. 議案第59号 江北町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第59号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第60号

○武富 久議長

日程第6. 議案第60号 江北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第60号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第61号

○武富 久議長

日程第7. 議案第61号 江北町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第61号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第62号

○武富 久議長

日程第8．議案第62号 江北町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び江北町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。7番土渕君。

○土渕茂勝議員

これはちょっとよく理解ができないので、この2つの高額療養と、それから出産資金ですかね、この貸し付け、この2つがなくなった。これ必要でなくなったということですけども、これは活用する人がいないということなのか、それとも制度が変わったのかですね。そのあたりを説明をお願いしたいと思います。

○武富 久議長

北島福祉課長。

○福祉課長（北島 博）

土渕議員の御質問にお答えします。

まず、高額療養費資金貸付基金ですけども、この分については、平成24年4月からですね。それまでは入院だけに限度額認定証を交付しておりましたけれども、制度が改正になりまして、昨年度の4月以降は、通院、外来のほうにも全ての医療関係に対して限度額認定証の発行をするようになりましたので、当然、その窓口負担というのが高額療養費を除いた負担分になっておりますので、貸し付けの必要性がなくなったということです。

それと、あと出産資金の貸付基金についても、21年の10月から医療機関に直接保険者が支払うようになりましたので、本人さんが医療機関に窓口で負担をする必要がなくなったということで、この分についても貸し付けの必要性がなくなったということで、この基金を今回

廃止するということです。

○武富 久議長

ほかにございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第62号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第63号

○武富 久議長

日程第9. 議案第63号 平成25年度江北町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

説明書のまず1ページでお願いします。パソコンの件なんですけど、82台のデスクトップパソコンと3台のノートパソコンということなんですけど、その下にWindows XPの搭載パソコンということで、購入された年代を書いておられますけど、一番遅いやつで22年の2月ということですよ、10台。これはもう購入時点でXPのサポートの期限切れというのはわかっておったものか、何年かに一回更新をされておりますけど、これ2年も開きのあるわけですよ、一番最初購入された分からすればですよ。22年の2月というたら、もう2年ぐらいしかたっとらんとで、既に再購入ということであれば、ちょっと割の合わんと言うぎいかんとですけど、そこら辺はどういう計画で、このWindows XPのサポートが期限切れになったから全部かえにゃいけんとか、ちょっと私どもからすれば、もっと使えるんじゃないかというふうな感じがしてならんとですけど、そこら辺のパソコン購入の安易にどんどんどんとかえられるような感じがするんですけど、議会でも使い古しのパソコンを広報委員さんあたりは使わせてもらっているんですけど、ちょっとそこら辺の計画というか、パソコンを入れかえるときの計画をどう立てられているのか、1点お願いします。

それと、その次のページの給食センターと保育園の改修に関する設計業務委託なんですけど、これは今、業務委託、設計をされて、来年度の当初に工事が上がってくるものなのか、3月ごろにまた補正を組まれてその工事をするものなのか、そこら辺を課長わかればお願いいたします。2点お願いします。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

機械自体がパソコンですけれども、パソコンの更新については使えないわけではありません。使えますけれども、メーカーとしても保証できないというふうなことで、このXP自体が余りふぐあいが、今後は難しいということで、そしたら今まで入れてきたWindows 7のほうに、もうそういうふうな状況であれば、一括して調整をしたほうがよろしいということの判断をしたものでございます。

○武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

○こども応援課長（鶴崎智子）

西原議員の御質問にお答えをいたします。

今年度に設計のほうをしっかりといたしまして、当所に、いい環境の整備につなげたいと思っております。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

そのXPのほうのふぐあいというのは、今、課長が言われるのはわかるんですけど、そしたら、かえるときに、例えば保証期間内でじゃないですけど、金額は普通の金額で購入されますか。そのふぐあいが出た時点で、これは余りよくなかやなかかというような交渉はもちろんされたのか、そこら辺ですね。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

保証期間というのが、こういったふうな機器については短こうございます。その保証期間

というよりも、もともとの買ったときの値段も若干安く仕入れているということもござい
ます。ということで、ふぐあいが出てからということになってきた場合に、業務上も支障を来
すということ等と、同じ機種じゃないのが入りまじってしまうということで、担当者の管理
上も難しいということから、今回このふぐあいが生じる前に一括でかえたいということで
ございます。（「関連です」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

私もこれは聞こうと思ったんですけど、今この説明の中に、1ページの中のX Pが30台と
書いてありますよね。この82台は、これ足したら、これちょっとよくわからないんですけど、
30、45、10、6、4とありますよね。これは82台はどの分に対象となりますか、ここをお願
いします。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

82台は職員の分でございます。あと3台につきましては、議会広報等も含めた状況でとか、
職員の採用等含めて、そこ等で調整がするために、予備として置いておくということにして
おります。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

いや、私が聞いているのは、この内容が書いてあるでしょう、購入分というのは。これを
足したら82台になるのかなと思ったんです、最初。そういう意味じゃないわけですね。ここ
に書き出してある意味がちょっとわからないんですけど、これはどういう意味ですかね。

○武富 久議長

相原総務企画課長

○総務企画課長（相原 守）

今回、更新をする分が85台分でございます。上に書いてあるデスクトップの分が82、3台
がノートパソコンということにしております。あとWindows 7というのが、今現在あ

る分で10台ということで、全体で町にある分については95台ありますということです。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

そしたら、Windows 7に関しては、ビスタなのかですね、その辺はわかりますか。今回、私も大分調べてきました。そしたらビスタは17年4月まで延長しているわけですよ、サポート期間を。本当は12年で終わる予定だったんですけど、ビスタ自体長く延ばしています。今のWindows 7、8が2020年までサポートあるわけですよ。この辺を、私もパソコンはずっと買いかえています。そしたら、やはりそのサポートが来るまでは十分使えるわけですね。先ほど課長の説明だと、全部の期間で共通性がないとふぐあいが生じると言われた。それは確かにそうです。ただ、XP以外は、7とかそういうのはかえんどですか、これは。これは……（発言する者あり）ちょっとその辺の説明をお願いします。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

ちょっと先ほども説明したとおり、上から3つ目のXPについて更新したいということで、今現在残っている分についてが、あと10台が残って、それとあわせて使うということになります。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

そしたら、7のパソコンの6台と4台というのは、ここに転記されているのはなぜなのかなど思ったんで、これは購入しないわけでしょう、この分は。そうじゃないですか。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

ちょっとわかりにくくて済みません。全体で95台あると。そのうちの85台を、今回こういうふうなふぐあいがあるということで、ふぐあいというか、かえる必要があったということで上げています。そして、当初予算でという考え方もあったんですけども、4月で切りか

えることもありまして、やっぱりこれだけの数でございますので、調整期間といいますかね、専門語でいろいろあるでしょうけれども、それをセットをしなきゃいかんというふうなことで、3月末の最後、決算時に、やっぱり安いときに買ったがいいというふうなこともあって、今回に半分ずつとかいう話をしておったんですけれども、この回と一緒にしたほうがメリットというのですか、町益になるというふうなことでしております。

以上です。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

済みません、長くなりましたけど。ちょっと関連で、前回の9月議会的时候、たしか一般質問で教育委員会のほうに質問があって、学校のパソコンは教育長のほうから、4月よりかえていくという、たしか答弁だったと思うんですよね。小・中学校ですね。小学校が今ビスタを使っているわけですよ。中学校はXPだと思えますけれども、そういうのは当初予算で検討されているのかですね、その辺を1点お願いします。

○武富 久議長

教育長。

○教育長（赤坂 章）

学校の分については、ただいま検討中でございます。当初予算に計上していくのかということで、協議中でございます。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

1点だけお伺いします。私もこの1ページのパソコンに関してですけど、この備品購入費で1,000万円ぐらい上がっておりますけれども、こういった購入も結構なんですけれども、リース事業とか、そういったことを考えられんとですかね。そこら辺はどがん考えておられるですかね。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

予算編成時において、それも検討を行いました。ところが、実際、担当が今まで導入した経過を見ると、入札をかけたほうが安く落ちやすいということと、今回、補正に組んだのにつきましても、この時期であれば、若干でも安く入札ができるんじゃないかということの想定で、今回購入と、買い取りということにしたものでございます。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

私はちょっとこがん何年も持っていないでしょう、実際。古いので平成20年でしょうが。リースだったら、定期的に古かったら変えてくれると私は思いますけれども、そういったことを考えれば、私はリースで借りたほうが安くつくんじゃないかなとは私は個人的に思うんですけれども、そこら辺どがん考えておられるかですね。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

リース利用率までちょっと今覚えていないんですけれども、業者に払うリース費用まで考えたら、購入時に見積もりというか、入札をかけて買ったほうが安くつくというふうな判断で、こういったふうな計上をしております。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

先ほどの学校の給食センターの設計の委託について、鶴崎こども応援課長のほうからしっかりした設計をしますというふうな答弁がありましたけれども、これまでに学校関係の設計で、ふぐあいというのは多々発生をしてきて、いまだに尾を引いているところがあるわけですから、そのしっかりとした設計のチェックというのは、どこでするんですか。

○武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

○こども応援課長（鶴崎智子）

坂井議員の御質問にお答えいたします。

きちんと監理のほうまでしていただくようにして、設計から監理までがトータルでしてい

ただくような形でやっていきたいと思っております。

○武富 久議長

4 番坂井君。

○坂井正隆議員

今までの建物も設計監理というふうな一体化をした中で設計ができて、現場もできてきたと思うわけですがけれども、その点が非常にふぐあいなことだったわけですね。監理も委託というふうなことになるれば、発注者としての町の確認が、どうやって監理体制をするのかですね。これまでふぐあいというのは、たくさん生じてきたわけですから、その辺の、町長、監理体制というか、チェック体制というか、町としてもこういうふうなところを重点的に監理をするよというふうなことで、やはり第三者機関にチェックはお願いするなり、町の技術職員ではできないところもあるかもわかりませんが、その辺はしっかりと町としてのチェック体制をしていただきたいと思うんですが、その辺をお願いします。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

今回は、設計に委託料ということをして上げていますけれども、来年当初で、金額が出た次第で、建物設計、それから施工監理ですね。監理のほうも業者のほうに委託をして、その辺でチェックといいますか、よく協議をしながら進めていきたいと思っております。内容的には、幼稚園ですので、専門の事務の担当職員いませんけれども、建設課とか、いろんな中身がわかった課長さんたちと、事業課の課長さんたちとか、いろんなことを相談しながら、そしてまた、監理の業者の方ともお聞きをしながら、ふぐあいがあれば調整をかけて、先ほど鶴崎課長言いましたようにしっかりした設計ということでございますので、しっかりした施行をできるように頑張っていきたいと思っております。

○武富 久議長

4 番坂井君。

○坂井正隆議員

発注については学校教育課といいますか、こども応援課というか、そっちのほうで発注をされるわけでしょう。発注については、しっかりした監理をするということであれば、管理運営については、でき上がってからはこども応援課のほうで当然していくべきでしょうけど、

発注から建設までは、やはり技術職員がおる建設課で発注すべきじゃなからうかというふうには私は思うわけですけど、町長その辺はどうでしょうか。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

予算は目的別の予算でございますので、予算的にはどこが使う、要するに教育委員会なら教育委員会、その部署部署の目的に対しての予算ですので、こういうふうなことになると思います。ただ、前、元気交付金あたりは全体的に調整をせにゃいかんというふうなこともあった件につきましては、企画のほうでまとめて申請書を国に上げるということはありますけれども、普通の場合は、目的の予算ですので、そこに関係する、要するに部署部署に関係するものについては、全部そこで予算的には上げるということになります。

それから、これは実際的には、全体的なまとめは総務企画課でしますけれども、仕事の内容そのものは向こうですので、ただ、これ予算の全体の総枠を調整するのが総務企画課の元気交付金の中でしていくということになります。（「そのくらいはわかっております、そのくらいは」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

そのくらいは理解をしております。なぜなら私もOBでおりましたので、そのくらいのこととは、予算の要求とか、補助の対象の上部機関なんていうのは、関係担当課で申請をするというふうなことくらいはわかっております。

実際に発注をする段階になって、監理ができない課が、技術的にもわからない課がしっかりした監理ができるのかというのを私は聞いておるわけです。後からになって、こども応援課長も、うるるはどこが悪かった、ここが悪かったと、こう言われるわけですけど、それは鶴崎こども応援課長に技術的なことをいろいろせろと言っても、これは無理なことです。であれば、できる課があるじゃないですか、建設課とか。そういうところでできないのかというのを聞いておるわけですよ。予算の申請がどうのこうのじゃなしに、実際にするときには、やはり技術的にわかる課でしっかりした、それこそ、そこがしっかりとした設計をチェックできる課でしてほしいということを私は言いたいわけです。

私はこれで終わります。

○武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

○こども応援課長（鶴崎智子）

先ほどうるるの話がありましたけれども、うるるの場合は、私はそういう設計等には一切関与しておりませんでした。実際、今年度、幼稚園のほうの大改修をさせていただきました。給食センターにしてもそうですけれども、建設課の柴田課長等から協力をしていただいたり、学校教育の相島課長補佐等に協力していただきながら、幼稚園、それから保育園の給食センターの工事等をさせていただきました。実際に現場におりまして、そこでやはり管理者の方とかとの協議等をずっとさせていただき、ずっと会議にも入っていただきました。私といたしましては、幼児教育センターでこういう仕事をさせていただいたことにすごくこういう中身があるんだ、今後こういうところを注意していかなくてはいけないとか、そういうことがよくわかりました。ただ一方的に施設を渡されてもですね、そこが成り立ちがわからないと困るところが多々あったということを反省しております。それは主が教育課のほうですとか建設課がするとかじゃなくて、やはり自分の課として、自分の環境、保育の環境等が整備ができれば、それが一番最高かなと思い、私はこういうチャンスをいただいたことにすごく感謝をしているところです。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

主要事業書の3ページの子ども・子育て支援事業計画推進事業とありますけれども、その中の私が聞きたいのは、ニーズ調査業務委託料100万円ちょっとぐらいありますけれども、調査対象者が、未就学児263名、小学生286名となっていますけれども、これに関して、どういった調査をされるのか、そこら辺をちょっとわかればお伺いしたいと思います。

○武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

○こども応援課長（鶴崎智子）

このニーズ調査というものは、アンケートをとるということです。今からの子育てで、町のほうにはどういう要望があるのか。今後、子育てをしていくためには、どういうサポート

をしてもらいたいとか、そういうところの調査を園に入る前のお子さん、それから園児、それと小学校のお子さんを対象に、それぞれ子育ての保護者の環境が違いますので、そういう面でどういうふうにも子どもたちが健全に育っていくための環境を整えていけばいいか、住みよい江北町の中で、どういう子育てをしていけばいいかというようなところのための調査です。だから、どれくらいこういう内容に必要とか、そういうところを調査させていただいて、次年度に子ども会議等をさせていただきながら策定をし、27年度からはそれが実際に動くということになっております。

○武富 久議長

2 番大隈君。

○大隈敏弘議員

いや、私が知りたいのは、こういった調査アンケートをする中で、子供さんの個性とか、いろいろそういったもので把握するためのこの調査なんですかね。そこら辺はどう調査され、そのアンケートに対してどういった調査をやられるか、そこら辺をちょっと。

○武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

○こども応援課長（鶴崎智子）

子供さんの個性とか、そういうことじゃなくて、保護者がどう子育てにかかわっていくかということの子育ての部分でございます。それで、調査等は、例えばですけれども、土曜、日曜、祝日に定期的な幼稚園、保育園等の施設を利用したいですかとか、そういう内容ですね。それとか、ショートステイ等の希望がありますかとか、町のニーズに応じたものを子育てのサービスをしようというふうなことで調査をするわけです。保護者の方がどういうニーズで望まれているのかということを知りたいというのが、この調査の目的です。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

今、もう課長が言いましたけれども、これはここにも書いてありますけれども、24年の8月に子ども・子育て支援の3法ができたわけです。そういう中で、こういう調査をなさいという指示が来ているわけです。そういう中で、来年度から指示をし、また子ども会議を、子どもの子育ての会議をつくっていくということでございます。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

今のにちょっと関連してお聞きしますけれども、今、町長言われたように、国の制度として、平成27年度からの実施ということになると思うんですけれども、これにはいろんな懸念が出されております。そのことについては、またある程度固まってから意見も申したいと思うんですけれども、まずお聞きしたいんですけれども、子育て子ども会議の構成ですね、これはもう既に考えておられるのかですね。これから来年考えられるのか、構成がどうなるのかですね、それをまず1つちょっとお聞きします。

それと、この新制度によっては、保育所のあり方として、一つ懸念として出されているのが、市町村で保育実施の責任による保育所と、それから、その他の施設、保護者と直接契約制度が併存する。こういう問題が出てくるというふうに思いますけど、それは課長は認識はそういう認識を持って、もう既に進められておられるのかどうかですね。その場合、その施設がそういうふうに2つに分かれてありますけれども、今やられている、例えば、センターですね、ちょっと前の言葉が出てこないで、何と言っていましたかね、幼児教育センターと、それから永林寺保育園、それから、これがビッキー隊というのがどうなるのかですね。これはどういうふうな扱いになるのかですね。

それと、この手順ですけれども、来年度に条例化を行うというふうな手順になっているようですけれども、来年の6月あるいは9月にということになっていますけれども、大体どういう予定をされているのかですね、そのことを関連してお聞きしたいと思います。

もう1つ、これよくわからないので、聞きます。15ページの一番上に、子ども・子育て支援システム導入、これについてわかれば、概略で結構ですので、説明をお願いしたいと思います。

最後に、先ほどパソコンのあれがありました。パソコンについてのいろんな審議ありましたが、これ聞かれているかもわかりません。私ちょっと注目していなかったものから。このパソコンを買いかえた、もう使わなくなったパソコンについて、それを払い下げするというようなことができるのかどうかですね。そのことを最後にお聞きしたいと思います。

○武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

○こども応援課長（鶴崎智子）

土淵議員の御質問にお答えいたします。

まず、こども会議の構成員ということでしたけれども、現在ある既存の部分を活用させていただくということにしております。

それから、法の整備ということをございましたけれども、これは努力義務になっておりますので、当面、条例化はしないということで、今のところ考えております。

それから、幼稚園、保育園のスタイルというのは、多分、待機ゼロのために、今、認定こども園等の促進事業等が入っております。そういう部分のことかなとは思っておりますけれども、これも既存のこのままのスタイルでも別に強制でも何でもありません。やはり町のスタイルに合った幼児教育というのを推進していくということで考えております。

それから、システムの導入ということで、これは国のほうからおりてきているものです。多分——多分という言葉を使ったらいけないですね。園の就園の状況とか、そこら辺を国がつかむためのものなのかどうなのか、ちょっと私も指示された部分で数字が上がっておりますけれども、よくよく勉強をしていないので、後でまた詳しく調べて御報告をさせていただきたいと思います。

そのほかに、たくさん言われたので、ほかに言われたことがちょっと抜けちゃったんですけども、あと御質問はどのような内容を……。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

パソコンの話は最後をお願いしたいと思います。

先ほど最初に言われた子ども・子育て会議については、既存のものをというふうに言われたですね。既存のものというのがイメージが湧かないので、その既存のものというのをもう少しわかりやすくお願いをしたいと思います。

もう1つは、条例化はしないというふうに言われたですね。これはじゃあ確認をしたいと思います。

私はもう1つ考えて質問したのは、幼児教育センター、それから、永林寺保育園、それから、ビッキー館ですかね、この形態は今のまま変わらないと、こういう理解でいいかどうか

ですね。そのことについて再度、答弁をお願いしたいと思います。

○武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

○こども応援課長（鶴崎智子）

土淵議員の御質問にお答えをいたします。

既存ということでしたけれども、こどもセンターのほうで保護者の代表、それから町の代表とか、こういう保育をする経験のあらわれる方とかを構成員として、年に3回ほど評議をしていただくようなことがあります。その方々を子ども・子育て会議のメンバーということで登録をさせていただきたいなということで考えております。

それと、条例化ということで、県のほうから条例化ということで進めてはいらっしゃいますけれども、これはあくまでも努力義務となっておりましたので、当面、江北町のほうは条例化はしないということで進んでいきたいと思っております。

それから、幼稚園、永林寺保育園、江北保育園、このままのスタイルで保護者のニーズに応じた環境で保育の提供をしていきたいと考えております。

以上です。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

先ほどのパソコンの払い下げの件だと思いますけれども、今使っているパソコンについては個人情報等がかなり入っているということから、基盤等の記憶媒体基盤の破碎をしなくちゃいかんということから、個人情報に厳しい折、払い下げは考えておりません。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

鶴崎課長のほうの答弁の中で、再度というか、この子ども・子育て会議の人数ですね、そして、その名簿が出せるものかどうか。それは別にこだわりませんが、まず人数は今何人なのかですね。

○武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

○こども応援課長（鶴崎智子）

ちょっと確認をしないといけないと思っております。新たに何人かは加わっていただくことになるかもわからないので、これも済みませんが、後で御報告させていただきます。よろしくお願いたします。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

1点だけ金額の確認なんですけど、3ページの予算額、一般財源というのは、右の隅っこのほうに載っていますけど、720万4千円となっておりますけど、この金額は下のあれから違うんじゃないかなという感じがするんですけど、課長、どうでしょうか。

○武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

○こども応援課長（鶴崎智子）

済みません、誤りです。どうも失礼いたしました。

下の予算額でお願いいたします。

○武富 久議長

相原総務企画課長。

○総務企画課長（相原 守）

この予算、ここの説明書につきましては、予算の事項別明細の14ページのほうにも書いてあるかと思えます。3款2項5目の子育て支援費ということで、ここに記載していた金額をそのまま出しているということで、720万4千円ということになっているかと思えます。これにつきまして、給食費の助成の分の補正の分で19万5千円、医療費助成で553万2千円ということで、右のほうに15ページのほうに、ずっと下に書いてありますけれども、この合計が記載されているものというふうに理解をしておりました。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

今、相原課長が言われたのはわかるんですけど、今度この事業についての金額というのは、あくまでも108万2千円ということでよかたでしょう、その説明書のページはですね。

(「はい」と呼ぶ者あり) はい、了解しました。

○武富 久議長

8 番古賀君。

○古賀 成議員

主要事業の説明の1ページ、先ほどからX Pのサポート、パソコンのですね、随分皆さんが御心配されて、同僚議員が質問されておりましたが、これは目で広報情報費という、こういう項目があるわけですね。相原総務企画課長、そういうことですね。

目的に、X Pのサポート期限切れに対応するためと、期限切れということですよ。それから事業の内容でも、X Pサポートが26年の4月8日で期限切れと。期限切れのための対応なんです。それを総務企画課長がふぐあい、ふぐあいだと言うから、みんな同僚議員もふぐあいだ、ふぐあいだ。ふぐあいだと言うから、こういう質問がたくさん出るわけですよ。これ期限切れ。だから、そのX Pの時代はもう過ぎ去ったんですよ、対応できないんですよ。だから、土淵議員が払い下げしてくれというなら、土淵議員に重要なデータを消させて、払い下げをやってください。そういう質問がよく出るなと思って、私はつくづく感心して聞いておりましたが。

要するに、期限切れなんです、これ。私もデスクトップはX Pの時代からやっております、2台持っていますけれどもね。これも期限切れということで、あきらめてWindows 7にかえたと思ったら、今度は8が出たりして、時代に即応して変わっていくわけですよ。そういうことです。どうしてこういう質問が出たかというのは、やっぱりこれ金額が高額なんですよ、1,000万円以上。だから、同僚議員が心配されて、金額が高額だから、ひとつしつかりと大切に扱って、慎重に扱ってくださいよと。そして利用してくださいよということの気持ちで、先ほどからずっと質問が出ているのは、そういうことじゃなかろうかと思っておりますので、これはふぐあいじゃございません。もうふぐあいどころか、期限切れで対応できないんです。そういうことですので、その辺が、この事業目的、事業の内容に何にもふぐあいという言葉は一言も書いてございません。総務企画課長、期限切れです。そういうことで終わりたいと思います。

○武富 久議長

3 番井上君。

○井上敏文議員

先ほど坂井議員のほうから質問があつておりました。その関連でありますけど、確かに坂井議員言われるように、発注をした後のチェック体制がどうなっているかということです。これからも建築関係、建物関係の改修がいろいろ出てくるかと思ひます。そのときも今後の問題にもなると思ひますけど、その技術者がいないということだと思ひます。かつて建築専門の方を採用するというようなことで公募されたときがありました。そのときはあいにく採用に至らなかったですけど、やはりその後の体制として、これは執行部の方にお願ひでございますけど、今、大学の建築科専攻を出た人もいらっしゃいます。そういう中で、現体制でそういった技術者を育成していくといったことも大事ではないかと思ひます。やはり執行部内も業者から出てきたのをチェックする体制はこれから必要だと思ひますので、新規採用が無理ということであれば、今おられる専門の大学を出た方がおられるとすれば、その方を育成すると。ただ単に、こういった技術取得はペーパーでの勉強では足りない部分もあるんですね。やはり現場研修をさせて、そして、民間でも出向させて、そういった技術を習得させて、そして、各課のいろんな発注を技術的にはその人が担当していくという体制を早くとられた方がいいかと思ひます。これは私の要望でございます。

○武富 久議長

田中町長、何か答弁。

○町長（田中源一）

すばらしい1級建築士がおやめになりまして、いなくなったということで、御心配だと思ひますけれども、町としても検討はいたしておりますけれども、そういうふうな人材を育成するためには、やはり相当の時間等も要しますし、今後検討してみたいと思ひます。

○武富 久議長

ほかにありませんか。5番池田君。

○池田和幸議員

事項別明細書の17ページですけれども、一番下のほうです。幼稚園の奨励事業の中の補助費ですね、98万8千円。まず、これの財源の根拠をお願ひしたい。内訳としては、支出金が32万8千円で、一般財源が65万9千円となっていますけれども、これはどういう形で算定されてあるのかですね。

それと、これは町外という形で書いてありますけれども、この時期にですね、これはやはりさっきの国・県の支出金があつたから、この時期に補正を組まれたのか。

それともう1つ、町外と書いていますけど、町内に関しては、永林寺さんがありますけれども、永林寺さんに対してはどうなのかですね。2つお願いします。

○武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

○こども応援課長（鶴崎智子）

この時期にということございまして、県のほうから広域で私立の幼稚園に通われている方を対象にこの事業は行うものです。私立の幼稚園は授業料等が高いというようなことで、そういう面での支援ですけれども、これも保護者の両親の所得の額に応じて補助の助成があります。これはあくまでも幼稚園の分です。保育園等に関しましては、一切この就園奨励とは関係ございません。本来、江北町の幼稚園のほうの御利用をいただきたいということでお願いをしておりますけれども、どうしてもやはり仕事もありますし、佐賀のほうの園のほうがいいですとかいう方があられて、私立と公立の授業料の格差を少しここで緩和をさせていただくということで、今に至ったのはそういうところでちょっと園のほうを通して調査をさせていただいた分で、次年度からはこれが早目にわかるかと思っておりますけれども、県のほうから、どこに何名行っているというところを聞きまして、それからちょっと今年度は取り組みをいたしましたので、ちょっと遅くなりました。

それと、これは幼児教育センターの幼稚園のほうは3歳からお預かりをしておりますので、広域に関する助成も3歳からを計画にしております。実際、14名の中で、ほかにいらっしゃいますけれども、この中に所得階層が高いので、この部分に反映をされない方もいらっしゃいます。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

そしたら、これは来年度というか、新年度からも当初予算の中に組み込まれていくのかですね。一応さっき算出方法というか、根拠を聞いたんですけど、この98万7千円が、支出に関しては所得制限というのはわかるんですけども、どういう算定でされたというのは、ちょっとわからなかったもので、もうひとつお願いします。

○武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

○こども応援課長（鶴崎智子）

この算定方法は、国のほうから基準の表が来ております。それに基づいて税の階層に当てはめてしているところです。

それともう1つは、次年度からということも当初からのほうに計画を入れていきたいと思っております。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

今の絡みで私もちょっと質問したかったんですけど、これは一応、格差是正を図るためとなってますけれども、今、鶴崎課長の話聞きよったら、その所得状況に応じて、一応奨励金を出すということであってますけれども、町内の幼稚園に入らない方は、そういった地区外の幼稚園に通われたりしている中で、今、鶴崎課長の話では、方位的に向こうがよかけんが、向こうに通わせたかという人もおるという話を今されていましたが、そういった中で、逆に今、うたい文句じゃないですけど、格差是正を図るためとなってますけれども、故意に町外の幼稚園に通わせておる人にまで、そういった奨励金を出す考えなのか、そこら辺をちょっとわかりやすく説明してください。

○武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

○こども応援課長（鶴崎智子）

この取り組みは、佐賀に行かれています園の御利用の保護者のほうが、県のほうを通されて町のほうに質問が参りました。江北は幼稚園が町内にあるので、江北町の幼稚園を御利用くださいということで、あくまでも伝えてきておりましたけれども、年々、子供等の人数の増加もございますし、保護者の考え方というのもある程度は受けとめなくてはいけないような時代になってきておりますので、江北は今年度からこういうことをやっております。実際に他市町が、よそがどうだからとかいうわけじゃありませんけれども、もう既に20年ぐらいの歴史を、どちらの市町も持っていちゃいます。これは国のほうからのお金が3分の1で、町のほうからが3分の2というふうな割合になっております。実際に佐賀市とかは私立の幼稚園のほうに行かれています方では、やっぱり市のほうから何兆円（162ページで訂正）というようなお金も出ているということで、すごく保育園のほうの部分とすると、ちょっとギャ

ップを私たち自体も事業をしながら感じてはおります。保育園も実際に所得階層に応じて保育料をいただいております。それも国の基準に従った保育料の算定をさせていただいているというところで、税額の査定をこちらのほうでさせていただいて決定をしているということです。本年度も江北幼稚園に関しましても、保育園に関しましても、永林寺の保育園に関しましても、おかげさまで子供たちの希望はふえてきておりますし、実際に園児の増もあります。できるだけそれでも江北の園のほうに来ていただくような努力はやっていきたいと思っております。

○武富 久議長

2 番大隈君。

○大隈敏弘議員

今、ちょっと鶴崎課長の答弁を聞きよって、ちょっと私も合点がいかなところがあるとすよね。今聞きよったらですよ、これは条文には所得状況に応じてとなっております。そんな中で私が聞きたいのは、町内よりも、あえて町外の幼稚園に行きたかと。今現に行っておられる方に対して、この所得状況を含めた上での話か、そうでない話か、故意に行っておられる方までもこういった奨励金を出すのか。そういったことを私は聞きたかですよ。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

私が知っている分で答えたいと思いますけれども、これは幼稚園生だけです。保育園は関係ありません。江北の幼稚園は全員入られます、希望していただければ。抽せんも何もしておりませんで、全員江北の幼稚園は入れるわけです。だから、保育園は少なくなるわけですね。保育園は入れない方が出てきて、永林寺に行ってくださいよ、よその町に行ってくださいという形にはなりますけれども、幼稚園は希望さえしていただければ全員入れるわけです。そして安いわけです。だから、できるだけ江北の幼稚園に行ってください、来てください、来てくださいという形をお願いしておりますけれども、やはりいろいろ都合によって、町外の私立の幼稚園に行く人が出てきたと。そういう中で、よその町はそういう人たちに助成がされていると。江北はほとんど今までしてこなかったわけですがけれども、県からも江北と、あとほとんどしていないところは少ないですよと。江北は今まではしてこなかったけれども、やはりこういうふうにだんだんふえてくれば、やはりしてやらなくちゃいけないかなという

ことで、ことしから決まっただけの補助を、その人たちにもしてあげていると。できるだけ江北に来てもらいたいという努力はしておりますけれども、それがかなわなくて、どうしても町外に行っている人が出てきていると。しかし、それは行くなどは言われんもんですからですね。だから、行った先が、やっぱりよそからも来ておりますので、よその人は補助が出ていますよ、江北町出ていませんよという形で、ことしから補助をしてやろうということをしているところでございます。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

先ほど鶴崎こども応援課長のほうから、何兆円というふうな補助が出ているということだったんですけど、何兆円というと、もうただにしてつりをもろうてよかぐらいの補助だと思えますが、その辺は確かな数字ですか。

○武富 久議長

鶴崎こども応援課長。

○こども応援課長（鶴崎智子）

今ここに持ってきておりませんが、各市町の支出されている分の額は全部調査をさせていただきました。佐賀市はやっぱり兆（162ページで訂正）を超えております。やはり私立の幼稚園が多いところに関しては、やはりその分としては、市の財政としてもすごく負担が大きいようなことは担当の方も言われておりました。よろしいでしょうか。

○武富 久議長

いいですか。ほかに。4番坂井君。

○坂井正隆議員

市の予算で兆を超えるところはないなと思うわけですけど、その辺は確かな数字ですか。議事録残るですよ、よかですか。

○こども応援課長（鶴崎智子）

済みません、後で確認をしてから御報告をいたします。

○武富 久議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第63号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第64号

○武富 久議長

日程第10. 議案第64号 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第64号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第11 議案第65号

○武富 久議長

日程第11. 議案第65号 平成25年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第65号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第12 議案第66号

○武富 久議長

日程第12. 議案第66号 平成25年度江北町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。7番土渕君。

○土渕茂勝議員

ちょっとこれは質問というか、消費税との関係でちょっとお聞きしたいんですけども、水道料金にも消費税がかかりますけれども、それは条例改定とか、そういうのは必要ないわけですかね。

○武富 久議長

谷口環境課長。

○環境課長（谷口 学）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

水道料金の消費税ですけれども、上がります。今回、条例に出していなかった分につきましては、江北町水道事業給水条例の第26条において、今回提出しております下水道の分の条例分と一緒にございますので、今回、提出しております。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

下水道は5%を上乗せした分という形で今までなっているわけですね。だから、消費税を上乗せすると。水道料金は最初からもう今、消費税を上乗せした分という形になっているものですから、消費税が8%になれば8%、10%になれば10%、改正しなくていいという形で水道料は出していないということです。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

そしたら、そういうことですね。水道料金の負担には、料金負担額がどれぐらいふえるように計算されていますか。されていなかったら、また後で報告をお願いしたいと思います。

ど。

○武富 久議長

谷口環境課長。

○環境課長（谷口 学）

それは後ほどお答えいたします。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第66号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第13 議案第67号

○武富 久議長

日程第13. 議案第67号 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により、常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第67号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第14 請願第5号

○武富 久議長

日程第14. 請願第5号 2014年4月に県立高校に入学する生徒が使用する学習用パソコン

について備品扱いとするよう求める意見書を採択するよう求める請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。請願第5号については、会議規則第86条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。請願第5号については、委員会付託を省略することに決しました。質疑を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○武富 久議長

起立少数であります。よって、請願第5号 2014年4月に県立高校に入学する生徒が使用する学習用パソコンについて備品扱いとするよう求める意見書を採択するよう求める請願は、不採択と決しました。

日程第15 請願第6号

○武富 久議長

日程第15. 請願第6号 特定秘密の保護に関する法律に反対する意見書を採択するよう求める請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。請願第6号については、会議規則第86条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。請願第6号については、委員会付託を省略することに決しました。
質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。
本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立少数であります。よって、請願第6号 特定秘密の保護に関する法律に反対する意見書
を採択するよう求める請願は、不採択と決しました。

しばらく休憩いたします。再開11時10分。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○武富 久議長

再開する前に、坂井議員の質問に対し、鶴崎こども応援課長より答弁の訂正をいたします。

○こども応援課長（鶴崎智子）

坂井議員の質問に対し、市の予算で兆を超えると申し上げておりましたが、国の予算と間違えておりました。私の間違いでありましたので、訂正をさせていただきたいと思
います。
よろしく願いいたします。

○武富 久議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。武
富局長。

○議会事務局長（武富利夫）

それでは、報告いたします。

平成25年12月定例議会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第55号 議案第56号 議案第62号

議案第63号歳入全部と歳出のうち 款2. 総務費、款3. 民生費、款4. 衛生費、款10.

教育費

議案第64号 議案第65号

○産業常任委員会付託

議案第57号 議案第58号 議案第59号 議案第60号 議案第61号

議案第63号歳出のうち 款8. 土木費

議案第66号 議案第67号

以上でございます。

○武富 久議長

以上のとおり、各委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御起立願います。どうもお疲れさまでした。

午前11時11分 散会